

# 大津市会計年度任用職員の勤務条件について

【職種：幼稚園子育て支援指導員】

令和7年度

1 職種 幼稚園子育て支援指導員

2 業務内容 幼稚園子育て支援事業に関わる業務  
(未就園児親子通園事業・一時預かり事業に係る保育業務、付随する事務等)

3 勤務条件

|      |                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任用期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日（予定）まで<br>採用後1ヶ月を条件付とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。                                                                                                                                 |
| 勤務地  | 大津市立幼稚園 28園、比叡平こども園のうちいずれか                                                                                                                                                                       |
| 勤務日  | 週5日（月曜日～金曜日）                                                                                                                                                                                     |
| 休日   | 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）                                                                                                                                                                 |
| 休暇   | 年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与）<br>特別休暇あり（要件あり）                                                                                                                                                        |
| 勤務時間 | ・週35時間勤務（1日7時間×週5日） 9時25分～17時10分 休憩45分<br>・週20時間勤務（1日4時間×週5日）13時10分～17時10分 休憩なし<br>・週19時間10分勤務<br>（1日3時間50分×週5日）13時20分～17時10分 休憩なし<br>※預かり保育の状況により、8時30分から、17時30分の間で、勤務時間を変更することがあります。           |
| 基本給  | 週35時間勤務 月額196,804円 ～ 214,427円<br>週20時間勤務 日額 5,355円 ～ 5,834円（1日4時間勤務）<br>週19時間10分勤務 日額 5,132円 ～ 5,591円（1日3時間50分勤務）<br>※資格取得後の資格に関連する業務に従事した期間に応じて報酬額を決定します。<br>※月額、時給は令和6年度実績。令和7年度は変更する可能性があります。 |
| 諸手当  | 期末勤勉手当 年2回 年間4.60月分（採用初年度は在職期間に応じて支給）<br>【週30時間未満勤務の場合：期末勤勉手当なし】<br>※通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。                                                                        |
| 社会保険 | 健康保険（短期・福祉事業の公立学校共済組合）、厚生年金保険、雇用保険<br>※週20時間勤務以上の場合                                                                                                                                              |
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり                                                                                                                                                                       |
| 服務   | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。<br>営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）                                    |
| その他  | ・給与等支給日：週35時間勤務 当月20日<br>週30時間未満勤務 翌月20日<br>・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。                                                                                                      |